

教第281号

平成27年4月6日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察術科指導室の設置及び運用に関する要綱の制定について（通達）

岐阜県警察術科指導室の設置及び運用については、「岐阜県警察術科指導室の設置及び運用に関する要綱」（平成23年3月29日付け教第331号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところ、警察職員の術科技能等の向上、術科指導室の体制強化等を図るため、別添「岐阜県警察術科指導室の設置及び運用に関する要綱」を新たに制定し、平成27年4月6日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧要綱は廃止する。

別添

岐阜県警察術科指導室の設置及び運用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、岐阜県警察術科指導室の設置及び運用に関し必要な事項を定め、警察術科の指導体制を強化し、警察職員の術科技能及び車両運転技能（以下「術科技能等」という。）の向上を図ることを目的とする。

第2 設置

警務部教養課（以下「教養課」という。）に「岐阜県警察術科指導室」（以下「術科指導室」という。）を設置する。

第3 任務

術科指導室の任務は、次のとおりとする。

- (1) 術科教養及び訓練（以下「術科教養等」という。）全般に関すること。
- (2) 逮捕術技能検定、拳銃操法技能検定及び救急法検定に関すること。
- (3) 岐阜県警察柔道及び剣道の段級位審査に関すること。
- (4) 各種術科大会に関すること。
- (5) 術科用具及び警察武道館の維持管理に関すること。
- (6) 体育に関すること。
- (7) 警察体力検定及び体カテストに関すること。
- (8) 車両運転に係る教養及び訓練に関すること。
- (9) 車両運転技能検定に関すること。

第4 編成

術科指導室は、術科指導室長（以下「室長」という。）及び術科指導室員（以下「室員」という。）をもって構成するものとし、その構成は別表のとおりとする。

第5 室長等の責務

1 室長

術科指導室の任務を統括管理するとともに、術科技能等の向上を図るための研究を行うほか、室員に対する教養及び指導並びに各所属に対する術科教養等の指導に当たるものとする。

2 室員

(1) 師範

室長の責務を総括的に補佐するとともに、術科教養等に係る指導技法の研究並びに各所属に対する術科教養等の指導に当たるものとする。

(2) 術科教養係員

各所属に対する術科教養等の指導、企画等に当たるものとする。

(3) 運転技能指導係員

各所属に対する車両運転に係る訓練の指導、企画等に当たるものとする。

(4) 術科特別訓練監督、術科特別訓練コーチ及び術科特別訓練主将

各所属に対する術科教養等の指導及び補助に当たるものとする。

第6 指導要領

- 1 各所属の警察職員に対する術科技能等の指導は、巡回指導及び集合訓練（以下「巡回指導等」という。）によって行うものとする。
- 2 各所属の術科指導員（岐阜県警察術科指導員の配置に関する訓令（平成18年岐阜県警察訓令第25号）に定める術科指導員をいう。）に対する術科教養及び訓練の指導については、専科教養、講習及び巡回指導によって行うものとする。
- 3 警務部教養課長は、巡回指導等を行う場合は、訓練計画を策定し、関係所属長と調整するものとする。

附 則（平成27年4月6日付け教第281号）

この要綱は、平成27年4月6日から運用する。

附 則（平成28年5月17日付け教第734号）

この要綱は、平成28年5月17日から運用する。

別表

術科指導室編成表

区分	所属	職名・係等
室長	教養課	主席師範
室員	教養課	師範 術科教養係員 運転技能指導係員
	警察学校	師範（兼教養課） 術科教養係員（兼教養課）
	各所属	警察術科特別訓練監督（兼教養課） 警察術科特別訓練コーチ（兼教養課） 警察術科特別訓練主将（兼教養課）

※ 警察術科特別訓練監督、コーチ及び主将については、「警察術科特別訓練実施要領」（昭和52年12月23日付け教発第269号）の規定による者を指す。